

審査基準

評価項目	評価基準	配点 (点)
<b>1. 申請者の実施体制</b>		<b>30</b>
運営体制	事業完了後の運営・活用に係る計画が具体的であり、実現可能な企画並びに運営方法及び実施方法であるか。	20
将来展望	将来の更なる発展が考えられており、それを見据えた具体的な計画が立てられているか。事業の分野や業務形態がこれからの社会の情勢に即していると考えられるか。	10
<b>2. 事業内容</b>		<b>70</b>
補助目的との整合性	補助金の目的を理解し、それに沿って事業の内容を説明できているか。また、事業の内容が補助金の目的に対して効果が高いと認められるか。	10
事業の効果	ニーズの把握やターゲティングを行っており、事業による地域の活性化が見込めるか。	20
地域の実情把握	事業内容が、地域が抱える問題を解決したり、地域資源を活かしたりする等、地域の状況に即したものであるか。	15
地域との親和性	地域の秩序を乱したり、地域の景観を著しく損なったりする等、地域住民が大きな不利益を被るような内容ではないか。地域住民とコミュニケーションをとっており、事業の内容が受け入れられているか。	10
公益性	事業そのものが、申請者のみに利益があるのではなく、地域全体にメリットがあると見込まれるか。	10
プレゼンテーション	プレゼンテーションから熱意や意欲が感じられるか。	5
合計		<b>100</b>

- ※ 配点が20点の場合、得点は評価の点数の4倍とします。
- ※ 配点が15点の場合、得点は評価の点数の3倍とします。
- ※ 配点が10点の場合、得点は評価の点数の2倍とします。
- ※ 全審査員が採点した得点の平均が、50点を下回る場合は、不採択となります。